

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 一四〇
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一四〇
 - 地籍調査に関する事業計画を定めた件 一四一
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 一四二
 - 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 一四三
 - 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 一四四
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 一四五
 - 土砂災害警戒区域等における特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了した件 一四六
 - 都市計画法により公聴会を開催する件 一四七

告 示

福島県告示第二百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年四月十九日から同年八月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品安積店 福島県郡山市安積町荒井字雁股八番百一ほか

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 変更しようとする事項

- 1 荷さばき施設的位置
 - （変更前）別紙図面のとおり
 - （変更後）別紙図面のとおり
 - 2 廃棄物等保管施設的位置
 - （変更前）別紙図面のとおり
 - （変更後）別紙図面のとおり
 - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - （変更前）午前九時から午後十時
 - （変更後）株式会社カワチ薬品
 - 午前九時から午後十時
 - 山一ベジフル株式会社
 - 午前九時から午後十時
 - 株式会社もち吉
 - 午前十時から午後七時
 - 株式会社ブレナス
 - 午前九時から午後十一時
 - 4 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前）午前八時四十五分から午後十時三十分
 - （変更後）午前八時四十五分から午後十一時三十分
 - 三 変更しようとする年月日
 - 平成二十八年十二月八日
 - 四 届出年月日
 - 平成二十八年四月七日
 - 五 届出をした者
 - 株式会社カワチ薬品
- （「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その書面及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
- （商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年四月十九日から同年五月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

ヨークタウン大槻 福島県郡山市大槻町字土瓜三十七番地一ほか
二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十八年四月十九日
十八年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。
平成二十八年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	大波第八 大波第九	平成二十九年三月二日
会津若松市	花春町第三	同
郡山市	中津川第五 笹川 笹川第二 石礎	同
いわき市	上永井E 上永井F 上桶売C 大平F 旅人H	同
白河市	石切場	同
須賀川市	滝第五	同
喜多方市	磐見第一	同
伊達市	梁川第一 梁川第二 梁川第三	同
岩瀬郡天栄村	広戸第三 湯本第二 四	同
南会津郡南会津町	永田第四 永田第五	同
耶麻郡北塩原村	大塩第八	同

同 郡西会津町	上野尻第五	同
河沼郡湯川村	笠ノ目 米丸	同
同 郡柳津町	細八第三	同
大沼郡会津美里町	福永第一 福永第二	同
東白川郡塙町	川上六 川上七 木野反一	同

(農村計画課)

福島県告示第二百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、貝田地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年四月二十日から
平成二十八年五月九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
国見町役場

(農村計画課)

福島県告示第二百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、釜池地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業(ため池整備工事)))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年四月二十日から

三 縦覧の場所
同 年五月九日まで (二十日間)
矢吹町役場

(農村計画課)

福島県告示第二百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九号)による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
平成二十八年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
渚3号	いわき市小浜町渚	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第二百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
平成二十八年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
渚3号	いわき市小浜町渚	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第二百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十八年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
渚3号	いわき市小浜町渚	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
渚3号	いわき市小浜町渚	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

公 告

公告第九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第十八条第三項に規定する対策工事等が完了した。

平成二十八年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 法第十一条第一項第一号に規定する開発区域
いわき市小浜町渚三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十六番、四十七番
一、四十七番二及び四十七番三の各一部
- 二 法第十条第一項に規定する特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
いわき市平字梅本二十一番地
いわき市長 清水 敏男

(砂防課)

公告第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、いわき都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十八年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 平成二十八年五月十三日（金） 午後六時三十分から
場所 いわき市平字堂根町一番地の四 いわき市文化センター四階大会議室
- 二 公聴会の案件
いわき都市計画区域区分を変更する案
- 三 公述人の資格
公述人になることができる者は、いわき都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、平成二十八年五月六日（金）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県いわき建設事務所を經由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他
 - 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
 - 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県いわき建設事務所又はいわき市の都市計画担当課において縦覧に供する。
 - 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成28年4月19日付け福島県報に登載された「いわき都市計画区域区分を変更する案」
に關し、次のとおり公述を申し上げます。

平成28年4月19日

福島県知事 内堀雅雄

公述申出人

住所
氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)